

大阪市規則第13号

大阪市生野区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市生野区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第153号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
（副区長等の設置） 第4条 〔略〕 〔削る〕 <u>2</u>～<u>6</u> 〔略〕 <u>7</u> <u>副区長</u>、課長、担当課長、医務主幹、保健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び医長は、本市職員のうちから市長が命ずる。 （副区長等の職務） 第5条 <u>副区長</u>、課長、担当課長、医務主幹、保健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び医長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。 〔2 略〕 〔削る〕	（副区長等の設置） 第4条 〔同左〕 <u>2</u> 生野区役所にこども未来担当部長を置く。 <u>3</u>～<u>7</u> 〔同左〕 <u>8</u> <u>副区長</u>、<u>担当部長</u>、課長、担当課長、医務主幹、保健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び医長は、本市職員のうちから市長が命ずる。 （副区長等の職務） 第5条 <u>副区長</u>、<u>担当部長</u>、課長、担当課長、医務主幹、保健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び医長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。 〔2 同左〕 <u>3</u> 担当部長は、その職名に冠された事務を所管するほか、区長が定める事務を所管す

<u>3</u> ・ <u>4</u> [略]	る。 <u>4</u> ・ <u>5</u> [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。